

総務省における物品等の契約に係る指名停止等措置要領

平成 17 年 3 月 30 日
総務省大臣官房会計課長決定

(指名停止)

- 第1 総務省大臣官房会計課長（以下「会計課長」という。）は、総務省における契約事務の適正な運用を期するため、有資格業者（一般競争（指名競争）参加資格者名簿に記載されている者をいう。以下同じ。）が別表1及び別表2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。
- 2 会計課長が指名停止を行ったときは、総務大臣の委任を受けた会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等（以下「所属担当官」という。）は、物品の製造、物品の購入、役務又は物品の売払（以下「物品等」という。）の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(指名停止期間の特例)

- 第2 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止期間の短期及び長期とする。
- 2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1カ月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。
- ① 別表1各号又は別表2各号の措置要件に係る指名停止の期間中又はその期間の満了後1カ年を経過するまでの間に、それぞれ別表1各号又は別表2各号の措置要件に該当することとなったとき。
- ② 別表2第1号から第10号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第10号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 会計課長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1までの期間とすることができる。

- 4 会計課長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍までの期間とすることができる。
- 5 会計課長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 会計課長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を取り消すものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第3 会計課長は、第1第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- ① 談合情報を得た場合、又は所属担当官の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表2第5号、第8号又は第9号に該当したとき。
- ② 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表2第4号、第5号又は第6号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
- ③ 当該機関又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の3第2項。以下同じ）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表2第7号、第8号、第9号又は第10号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(指名停止の通知)

第4 会計課長は、第1第1項の規定により指名停止を行い、第2第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第2第6項の規定により指名停止を取り消したときは、当該有資格業者に対し、遅滞なく、それぞれ別紙様式1、

別紙様式2又は別紙様式3により通知するものとする。

- 2 会計課長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が所属担当官の発注した物品の製造等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

- 第5 所属担当官は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ会計課長の承認を受けたときは、この限りではない。

(所属担当官への通知等)

- 第6 会計課長は、第1第1項の規定により指名停止を行い、第2第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第2第6項の規定により指名停止を取り消したときは、それぞれ別紙様式4、別紙様式5又は別紙様式6により、所属担当官に通知するものとする。
- 2 所属担当官は、管轄区域内において、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件の一つに該当することが判明したときは、すみやかに会計課長に別紙様式7により報告するものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

- 第7 会計課長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(附則)

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、令和元年6月14日から適用する。

別表 1

事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 所属担当官の発注する物品等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、物品等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 6 カ月以内</p>
<p>(過失による粗雑な契約履行)</p> <p>2 所属担当官が締結した物品等の契約の履行に当たり、過失により契約履行を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 6 カ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>3 第 2 号に掲げる場合のほか、自発注物品等の契約の履行に当たり、契約に違反し、物品等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 週間以上 4 カ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>4 自発注物品等の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 6 カ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた物品等の契約関係者事故)</p> <p>5 自発注物品等の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、物品等の契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 週間以上 4 カ月以内</p>

別表 2

贈賄及び不正行為に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のア、イ又はウに掲げる者が所属担当官に属する職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）。</p> <p>イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時、契約を締結する事業所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）。</p> <p>ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4 カ月以上 12 カ月以内</p> <p>3 カ月以上 9 カ月以内</p> <p>2 カ月以上 6 カ月以内</p>
<p>2 次のア、イ又はウに掲げる者が所属担当官に属する職員以外の総務省の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4 カ月以上 12 カ月以内</p> <p>2 カ月以上 6 カ月以内</p> <p>1 カ月以上 3 カ月以内</p>
<p>3 次のア、イ又はウに掲げる者が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3 カ月以上 9 カ月以内</p> <p>2 カ月以上 6 カ月以内</p> <p>1 カ月以上 3 カ月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>5 所属担当官が締結した契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>6 他の公共機関の職員が締結した契約に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2カ月以上9カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 3カ月以上12カ月以内</p> <p>刑事告発を知った日から 1カ月以上9カ月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>7 一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>8 所属担当官が締結した契約に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>9 所属担当官が締結した契約に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>10 他の公共機関の職員が締結した契約に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 2カ月以上12カ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 3カ月以上12カ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上12カ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 3カ月以上12カ月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>11 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>12 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1カ月以上9カ月以内</p> <p>当該認定をした日から1カ月以上9カ月以内</p>

別紙様式1

番 号
令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

総務省大臣官房会計課長 印

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴 が (の) (注：1) ことは、誠に遺憾である。
よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。(注：2)

記

1. 指名停止の期間 (注：3)

2. 指名停止の理由 (注：4)

- (注) 1. 措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
2. 第4第2項の適用がある場合は、「今後は、かかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。」と記載する。
3. 指名停止の期間の始期及び終期を記載する。
4. 措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

別紙様式2

番 号
令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

総務省大臣官房会計課長 印

指名停止期間変更通知書

先に、平成 年 月 日付け 第 号をもって貴 の
指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指
名停止の期間を変更したので通知する。

記

1. 従前の指名停止の期間
2. 変更後の指名停止の期間
3. 変更の理由

別紙様式3

番 号
令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

総務省大臣官房会計課長 印

指名停止取消通知書

先に、令和 年 月 日付け 第 号をもって貴 の
指名停止を行った旨通知したところであるが、この度、当該指名停止を取り消
したので通知する。

別紙様式 4

番 号
令和 年 月 日

所属担当官 殿

総務省大臣官房会計課長 印

指 名 停 止 通 知 書

商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
住 所	
資 格 の 種 類 及 び 等 級	

上記有資格業者について、総務省における物品等の契約に係る指名停止等措置要領別表第 号の措置要件に該当する事実があるため、下記のとおり指名停止を行ったので通知する。

記

1. 指名停止の期間（注）
2. 指名停止の理由
3. 備考（他機関の見解等）

（注）第2第1項から第4項及び第3の規定により指名停止の期間を定めた場合には、その旨も記載する。

別紙様式5

番 号
令和 年 月 日

所属担当官 殿

総務省大臣官房会計課長 印

指名停止期間変更通知書

商号又は名称	
代表者氏名	
住 所	

上記有資格業者については、先に令和 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知する。

記

1. 従前の指名停止の期間
2. 変更後の指名停止の期間
3. 変更の理由

別紙様式6

番 号
令和 年 月 日

所属担当官 殿

総務省大臣官房会計課長 印

指 名 停 止 取 消 通 知 書

商号及び名称	
代表者氏名	
住 所	

上記有資格業者については、先に令和 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨を報告したところであるが、この度、下記の理由により、当該指名停止を取り消したので通知する。

記

理由

別紙様式 7

番 号
令和 年 月 日

総務省大臣官房会計課長 殿

所属担当官 印

指名停止等措置要領別表に該当する者の報告書

商号又は名称	
代表者氏名	
住所	
資格の種類及び等級	

上記有資格業者について、総務省における物品等の契約に係る指名停止等措置要領別表第 号の措置要件に該当する事実があるので報告する。

(参考)

他の公共機関等の対応状況等（新聞記事等があれば添付する。）